平成30年度居宅介護支援事業者集団指導の質問と回答について

小山市　地域包括ケア推進課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 資料番号 | 質問内容 | 回答 |
| １ | 資料１No.2～5 | 「重要事項説明書等に記載しておくなど」とありますが、重要事項説明書には記載せず、経過記録に説明した旨を記録に残すという方法では不十分でしょうか。 | No.4に記載している「複数の居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができることや、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能であること」を説明する際には、書面にて説明を行った上で署名を得ることが必要になります。経過記録に説明した旨を記録しただけでは不十分になりますので、重要事項説明書をはじめとした利用申込者に交付する書類に記載する必要があります。一方、No.5に記載している「利用者が病院等に入院する場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を、病院等伝えること」を説明する際には、書面での同意は必ずしも必要ではありません。全ての利用者に確実に説明するためには、重要事項説明書等に記載する方法が確実ではありますが、口頭で説明を行い経過記録に記録する方法でも差し支えありません。 |
| ２ | 資料１No.2～5 | 平成30年4月の改正内容に関する説明は、この基準ができる平成30年4月以前に契約済みの利用者様全員にも必要でしょうか。 | 必要になります。全ての利用者に対して、公平に同一の説明を行うようにしてください。 |
| ３ | 資料１No.4、5 | 重要事項説明書の変更を説明する際は、どのような形式の書面で説明すれば良いのでしょうか。 | 変更後の重要事項説明書を改めて説明する方法もしくは、重要事項説明書の変更点をまとめた文書を作成しその文書を説明する方法などが挙げられます。 |
| ４ | 資料１No.10 | 重要事項説明書の中の「苦情処理の体制」について、第三者委員会を設置しなければならないと聞きました。居宅介護支援事業所でも設置は必要なのでしょうか。 | 社会福祉法人が行う養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の「第１種社会福祉事業」や老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等の「第２種社会福祉事業」を行う事業所については、第三者委員会の設置が必要になります。居宅介護支援事業所については、上記の事業に該当しませんので、設置が必須というわけではありません。 |
| ５ | 資料１「居宅サービス計画作成にあたっての指導・助言」No.8 | 医療サービスの利用にあたっての主治医の意見について、退院時に同行して質問したのを記録したり、電話で確認等し記録していますが、医師から意見書や情報提供書のような形で受け取る必要がありますか。 | 必ずしも書面での受け取りを求めるものではありませんので、聞き取りを行い、その旨を記録する形でも差し支えありません。なお、経過記録等に記載する際には、日時・医療機関名・医師の氏名・内容等を記録するようにしてください。 |

※上記の回答については、2019年4月時点での考え方を示したものですので、今後の制度改正により変更になる場合がありますので、ご了承ください。